
日付:2006 年 4 月 28 日

提出元:ソフトバンク BB

題名:NTT 東日本殿寄書 SMS-33-NTTE-01 に対するソフトバンク BB の意見

1. はじめに

本寄書は4月27日に新たに提出された NTT 東日本殿寄書 SMS-33-NTTE-01 に対するソフトバンク BB の意見を以下に示す。

2. 第3版の記載内容とその解釈

E 章 新システム検討手順には、『新しい伝送システムのスペクトル適合性を確認するためには、その技術仕様を明確化し、クラスAないしはクラスA'の各システムに対し影響を与えないかどうか、5.2 で述べる手法を用いて技術的な確認を行った上で、フィールドへの導入が検討されるべきである。』と記載されている。

(解釈) 保証するシステムはクラスAないしはクラスA'である。

5章に記載されている内容は、保護基準値はクラスAシステムに分類されるシステム間の干渉最悪値である。つまり、現時点では Annex I を含めたクラス A システム間の干渉最悪値である。

(解釈) 保証する伝送速度は Annex I を含めたクラス A システム間の干渉最悪値である。

G 章にはバンドプランが決められているが、1.1M – 30M までのバンドプランが規定されている。

(解釈) バンドプランを定義しただけであり、これによる保護は明示されていない。

H 章では FTTR もしくは FTTB システムが同一バンドプランを用いても、異レベル結合により、レベルの大きいほうが与干渉源となり、レベルの低いほうが被干渉側となる遠端漏話が発生し、伝送速度の低下が発生することが記載されている。

(解釈) バンドプランに従っても干渉が発生することが記載されている。

H 章には FTTR 形態についてはスペクトル管理の範囲内として、課題として取り上げられている。

(解釈) 局設置システムと FTTR 形態システムとの共存は、第3版の課題であり、局設置システムに対する FTTR 形態システムからの影響も第3版の範囲に入っている。よって、クアッドスペクトル ADSL システムは G 章のバンドプランによって保護されているとは言えない。

3. 結論

よって、上記の第3版の記載内容を総合的に判断すると、クアッドスペクトル ADSL システムは第3版ではクラスBであるため、新規システム検討時の保証伝送速度は Annex I と同等となる。

以上